

府政國帝本日大

記 號	月 日 時	事 項	處 理
第二號三ノ(四)	八月廿五日十五時	第一次撤退地域ニ駐屯中先遣隊ノ人員航空機及裝備ニ對スル安全保障及急務防止	關係廳警察部長會議ニ於テ指示(八月廿一日)軍ト協力着々實施中
第二號五		先遣隊員ノ任務遂行中彼等ニ對シ有ユル好意ヲ持シ且便宜供與	同
		先遣隊厚木飛行場地域駐屯中總對安全保障ノ員數及裝備ヲ有スル警察官ノ總數	同
		厚木飛行場地域ニ於ケル自動車輸送及道路運送	地元廳縣手配中
		厚木飛行場地域警備警察官配置	警察部長會議指示 軍ト協力着々實施中
第三號一ノ(四)	八月廿四日十八時	船舶移動禁止(百屯未満ハ例外)	內務省ニ於テモ爲念地方廳電報指示(八月廿三日)
		拘留非戰鬥員ノ取扱、投下物資ノ確實傳達	地方廳電報指示 (八月廿二日)
(H)		抑留所標識ノ表示	同

內務省分擔事項處理狀況(八二三)

府政國帝本日大

二ノ(四)	八月廿五日 十時	港灣運營從業者ノ確保	神奈川県電報指示済 鹿兒島縣出張ノ羽根書記官 現地ニテ指示ノ旨
三ノ(四)	八月廿七日十八時	第一次撤退地域内ノ警備	關係廳警察部長會議ニ於 テ指示 (八月廿一日)
四	八月廿八日 六時	地方案内者四十五名 通譯二十名ノ確保	通譯八日下手配中
六ノ(四)	八月廿五日 六時	給養品投下	地方廳電報指示済 (八月廿二日)
(二)		掃海作業開始	東京八日下指示手續中 高領ハ羽根書記官指示
別紙甲二		宿營其他設備	地方廳ニ於テ處理スベキ者 ノニ付テ地元廳手配中
第四號		鹿屋地域ニ於ケル要求事項中(山)運轉	羽根書記官現地指示 地方廳廳府連絡済 (八月廿三日)

米軍進駐ノ順序

八月二十五日 ○六〇〇

1、聯合國軍航空機ハ晝夜ニ亘リ日本及日本支配下ノ地域ノ偵察飛行ヲ行フ

2、聯合國空軍部隊ハ俘虜收容所及抑留所宛ニ航空機ニ依リ給養品ヲ投下ス

3、聯合國海軍部隊ハ日本及日本支配下地域ノ沿岸水域ヲ占領ス

4、聯合國海軍部隊ハ左ノ港灣ノ掃海作業ヲ開始スルコトアルヘシ
東京、大阪、佐世保、長崎、高須(鹿兒島灣)、仁川、上海、青島、廣東、香港、新嘉坡

右任務遂行中ハ之ヲ妨害スルコトヲ得ス

八月二十六日

1、〇九〇〇 先遣隊(四十八機、百五十名)厚木飛行場着陸

2、海軍部隊相模灣到着

3、海軍部隊東京灣進入



八月二十八日

1、聯合國最高司令官及隨伴空輸部隊厚木飛行場着陸開始

2、海軍及海兵部隊横須賀軍港附近上陸

3、右部隊ハ即時進駐指定地域ヲ占領確保

八月二十九日、三十日

空輸海軍部隊引續キ着、上陸

八月三十一日

1、空輸及海軍部隊引續キ着、上陸

2、東京灣内合衆國戰艦上ニ於ケル降伏條項調印

九月一日

一〇〇〇頃先遣隊(二機、二十名)鹿屋飛行場着陸

九月二日

1、空輸部隊鹿屋飛行場ニ着陸

2、海軍部隊高須ニ上陸

米軍側ノ要求一覽表

八月廿四日政府 一五〇〇迄大本營	厚木飛行場へノ先遣隊到着時刻、着陸指示及安全第二號飛行ニ必要ナル事項ヲ飛行中連絡シ得ル如ク東京灣附近放送局名及周波數ノ通報
八月廿四日政府 一八〇〇迄大本營	(イ) 航空機ヲ確實ニ地上、水上又ハ艦船上ニアラシ第三號
	(ロ) 艦船ヲ毀損セス保有シ現ニ遂行中ノモノ以外航行ヲ禁ズ、艦船ハ直ニ各種爆發物ヲ海中ニ投棄又ハ積卸ス
	(ハ) 日本領海ニ在リテ民需ニ使用セラルル總屯數百屯未滿ノ商船及東京灣内ニアリテ横須賀鎮守府人員ノ撤退ニ從事スル船舶ニハ(ロ)ヲ適用セズ
	(ニ) 公海ニ在ル船舶ハ直ニ五〇〇「キロサイクル」(六〇〇米)ノ波長ヲ以テ最寄ノ米、英又ハ蘇

- ノ無電局ニ對シ自己ノ位置ヲ通報ス
- 夜間ハ航海燈ヲ點シ探照燈ヲ上空ニ向ケ垂直ニ射出ス
- (ハ) 潜水艦ハ水上ニ止リ黒色旗ヲ掲ゲ夜間點燈ス
- (ニ) ニ從ヒ其ノ位置ヲ報告シ左ノ港灣中最寄ノモノニ水上航行シ港口十涯ノ地點ニテ港灣當局ト連絡停船ス
- 「グアム」島「アガナ」、「ミッドウェイ」、比島「スービック」灣
- (イ) 俘虜及被抑留者ノ安全ノ保持、物資ノ配給
- (ロ) 俘虜及被抑留者收容所等ノ場所ニハ高サ二十呎ノPWノ文字ヲ南ヨリ北ニ向ツテ續ク如ク黒地ニ黄色ヲ以テ畫キ之ヲ標示ス

八月廿五日
一五〇〇迄

大本營 聯合國最高司令官ニ宛テ無線ヲ以テ厚木飛行場ニ第二號

至ル先遣隊一五〇名ノ「セーフコンダクト」ヲ通

報ス

「セーフ、コンダクト」ハ左ヲ含ム

(イ) 厚木着陸前及着陸時ノ安全

(ロ) 第一次撤退地區内ノ先遣隊人員ニ對スル危害及

航空機器材毀損ノ防止

(ハ) 先遣隊員ノ任務遂行上ノ好意、便宜ノ供與

(ニ) 厚木飛行場ニ於テ適當、安全ナル居住區域ノ準

備

(ホ) 先遣隊各員ノ絕對安全ノ爲厚木飛行場内ニ於テ

警官ヲ以テ之ヲ護衛ス

(ヘ) 陸軍航空本部、海軍航空本部、參謀本部、軍令

部ノ高級將校各一名ハ先遣隊長ノ飛行場到着後

8

八月廿五日政府
一八〇〇 大本營

第一次撤退地域ノ設備ノ情報ヲ與ヘ得ル様準備

ス

(ト) 飛行場地域内ノ安全ナル自動車輸送及通路

(チ) 先遣隊及在「マニラ」最高司令官間ノ自由無線

通信

(リ) 東京灣進入ノ爲地雷、機雷、障害物ノ除去、右第三號

完了スル迄安全通路ノ明示

(ロ) 航路標示施設ノ復活、ソレ迄ハ戰時航路標示ノ

維持、微光燈ハ昼光力ヲ以テ照明ス

(ハ) 東京灣附近水先案内人ハ業務ヲ繼續シ總テ海團

ヲ所持シ待機ス

(ニ) 港灣當局關係ノ海軍々人及他ノ者ハ其ノ勤務所

ニ殘留シ任務ヲ遂行ス

(ホ) 東京灣及附近ノ船舶ハ總テ投錨 (Immobilize)

八月廿六日 三〇〇迄	大本營厚木飛行場ハ安全ナル離着陸ヲ可能ナラシムル様第三號
八月廿六日 八〇〇迄	日本ノ一船舶ガ大島二十番一三五度ノ地點ニ於テ第三號米國海軍部隊ト邂逅シ相模灣ニ導入ス 東京灣進入ノ爲要求ニ應ジ十二名ノ水先案内人ヲ供給ス 水先案内人ハ水中障害、機雷原其ノ他ノ障害物及

ス
 (A) 東京灣地區ノ海岸砲、高射砲其ノ他ノ固定及可動砲ハ尾栓ヲ除去シ砲身ヲ最低俯角ニ下ゲ使用不能ノ状態ニ置ク
 (B) 東京灣地區ノ艦船ハ完全ニ武装解除シ第一次撤退地區内ノ兵器ハ一切無効ナラシム

八月廿六日 九〇〇迄	航行援助施設ヲ示ス海圖ヲ有スベシ 厚木飛行場ヨリノ日本軍戦闘部隊ノ撤退(除警官第二號憲兵)
八月廿七日 一五〇〇迄	(A) 總司令部地域ニ於ケル左記車輛(「ガソリン」潤滑油、「グリイズ」ヲ完全ニ備フルモノ)ノ提供 乗用車一五〇輛、「バス」(十五人乗以上)二五輛 「トラック」(二乃至二屯半、「カーゴ」型)五〇輛 (B) 厚木飛行場地域ニ於テ左記車輛ノ提供 乗用車(參謀用又ハ之ト同等ノモノ)五〇輛、「バス」(十五人乗以上)五〇輛

7

八月廿七日 政府
一八〇〇 大本營

「トトラック」(二屯「カーゴ」型)四〇〇輛
 (イ)横須賀軍港ヲ合衆國海軍部隊ニ依ル占領及使用第三號
 ノ爲準備ス
 (ロ)全戦闘部隊ヲ第一次撤退地域ヨリ撤去セシメ指
 定宿營地區内ニ行動ヲ制限ス
 警察、憲兵、世話係ノ非武装軍人ハ此ノ限ニ非
 ス
 武器ハ小火器ノミトス
 (ハ)最高司令官ノ爲ノ設備、宿營及野營準備施設ノ
 完備
 第一次ニ占領セラルベキ地域ヨリ適當ノ距離ニ在第三號
 ル港灣施設ヲ提供ス
 長サ四五〇呎吃水三〇呎ノ船舶ヲ收容シ得ル碇泊

A

8

八月廿八日
〇六〇〇

八月三十日 大本營
一三〇迄

東京灣地域ノ聯合國最高司令官ニ對 鹿屋地域進入第四號
 ノ完全保障及二十名ノ先遣隊ニ對スル援助ヲ提供
 ス
 先遣隊ノ到着時間、着陸指導其ノ他安全飛行ニ必
 要ナル事項ヲ飛行中連絡シ得ル爲鹿屋附近ノ無線
 局及周波數ヲ通報ス

(イ)最高司令官代表厚木着後速ニ大本營部員ト協議第三號
 シ得ル準備
 (ロ)案内者及通譯一二五名ノ準備

所及吃水二四乃至三〇呎ノ油槽船ヨリ燃料ヲ陸揚
 シ得ル燃料供給用棧橋又ハ空堤ヲ備フル港灣タル
 ヲ要ス

八月卅一日
一五〇〇

八月卅一日
一八〇〇迄
政府

政府
大本營

高須港進入ノ安全ヲ保障スル爲日本船一隻ハ九州南方佐多岬ノ九十度三十漙ノ地點ニテ米海軍部隊ニ邂逅スル爲待機シ鹿兒島灣ニ導入ス
右日本船舶船長ハ完全ナル海圖ヲ有スル水先案内人八名ヲ供與ス

東京ニ置カルベキ中央機關ノ機能ヲ發揮シ得ル如
第三號

第四號

鹿尾地域ニ關シ左ノ要求ヲ實施ス

(イ) 北方北緯三十一度三十分ニ至ル迄鹿兒島灣附近ノ機雷其ノ他障害物ノ撤去

(ロ) 水先案内人ノ勤務續行及待機

(ハ) 港灣當局關係日本海軍々人其ノ他ノ勤務員ノ勤務繼續

(ニ) 鹿兒島灣及其ノ灣口ノ船舶ノ投錨

(ホ) 鹿屋地域ヨリ日本軍戰鬥員ヲ撤退シ指定セラレタル宿營區域内ニ閉込ム

警官、憲兵ハ殘留、世話係ノ非武裝軍人又同シ

(ヘ) 飛行場ヲ完全ニ使用シ得ル様維持ス

(ト) 鹿兒島灣内ノ航行援助施設ノ復興、之ガ實現迄戰時制度航海諸燈ノ維持、但シ微光ハ最大光度ニ復活ス

(チ) 北緯三十一度四十五分以南ノ九州ノ海岸砲、高射砲、其ノ他ノ固定及機動砲ハ尾栓ヲ除去シ砲身ヲ最低俯角トシ使用不能トス

(リ) 鹿兒島灣内ノ船舶ヲ武裝解除シ別途規定スルモノノ外北緯三十一度四十五分以南ノ九州ニ於ケル小火器以上ノ武器ヲ無効ナラシム

(ニ) 厚木飛行場地域ト同様ノ宿泊、野營其ノ他施

迄 八月卅一日

設ノ提供

(イ) 鹿屋方面ノ陸海空軍高級司令部々員ハ聯合國最第四號
高司令官代表ノ鹿屋到着次第會議ヲ開キ得ル様

準備ス

(ロ) 案内者及通譯百名ノ準備

(参考)

事務局 第一

4/2



米側要求事項實施日程一覽表

(自八月二十四日—九月二日)

終戰委員會第六委員會作製

八月二十四日	聯合國側ノ行動	我方ノ爲スベキ處置其ノ他
八月二十五日	第三號文書第六號所載	<ul style="list-style-type: none"> 一八〇〇迄ニ實施スベキモノ 第三號文書中第一號所載 一五〇〇迄ニ先遣隊到着用トシテ東京灣地區ノ無電局及周波數通知 一八〇〇迄ニ實施スベキモノ 第三號文書中第二號所載 〇八〇〇迄ニ大島附近ニ案内ノ爲艦艇派遣(第三號文書中第五號参照) 〇三〇〇迄ニ厚木飛行場ノ整備 (第三號文書別紙A) 横須賀ノ被占領用意(第三號文書別紙A)
八月二十六日	<ul style="list-style-type: none"> (第一號文書第一號所載) 〇九〇〇先遣隊厚木到着 艦隊相模灣到着艦船部隊東京灣進入 	

「マニラ」ニテ日本國代表ニ手交セラレタル要求實施日程一覽表

八月二十七日		第三號文書中第三號所載
八月二十八日	<ul style="list-style-type: none"> 〇(第一號文書第一號所載) 最高指揮官隨伴空輸部隊厚木到着 海軍及海兵積上陸 	<ul style="list-style-type: none"> 〇一五〇〇迄ニ厚木ニ自動車用意 (第三號文書別紙A) 〇三〇〇迄ニ厚木飛行場ノ整備 第三號文書中第四號所載 港灣施設ノ用意(第三號文書別紙A)
八月二十九日	<ul style="list-style-type: none"> 〇空輸及海軍部隊引續キ到着(上陸) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇東京ヨリ應屋行米側先遣部隊派遣ノ保障提示(第四號文書(第四號文書中第三號所載))
八月三十日	<ul style="list-style-type: none"> 〇空輸及海軍部隊引續キ到着(上陸) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇交際中央機關設立(第三號文書別紙A) 〇二五〇〇迄ニ米側應屋先遣隊通信用ノ爲應屋無線局及周波數ヲ通知(第四號文書中第五號所載) 〇一八〇〇迄ニ應屋方面ニ於ケル措置 (第四號文書中第六號所載) 〇一五〇〇迄ニ米進入艦隊誘導船派遣 (第四號文書中第九號所載)
八月三十一日	<ul style="list-style-type: none"> 〇空輸及海軍部隊引續キ到着上陸 正式降伏(第一號文書中第一號所載) 	

九月 二日	○先遣隊 鹿屋進入 (第一號文書中第一號、第四號文書中第一號及第三號所載) ○鹿屋占領部隊進入 (第四號文書中第一號所載) ○空輸部隊 鹿屋到着 ○海軍部隊 高須上陸

總司令部區域設營委員會設置ノ件

一 横濱ニ於ケル「總司令部區域」設營準備（「第三次特別紙甲」參照）ノ爲各省關係官ヨリ成ル委員會ヲ設置ス

二 委員會ノ編成差當リ次ノ如シ

委員長	外務	一名
委員	陸軍	五名
	海軍	五名
	內務	十名 (現地關係ヲ含ム)
	外務	四名
	運輸	二名
	農商	二名
	軍需	二名
	大藏	一名
	逓信	一名

三 委員會ハ主トシテ現地ニ於テ委員長統轄ノ下ニ開會シ米側ノ來着
ニ先立ツ設營準備及來着後ノ應接ニ關スル事務ヲ行フ
四 八月二十四日ヨリ業務ヲ開始ス

②佐

佐野

A'1.0.0.2-1

岡崎連絡部新局長官及ヒ厚木委員會委員長ニ
連絡方依頼ノ件

(二〇・八・三〇)

左記御手取半ヲ岡崎連絡部新局長官及ヒ厚木委員會委員長ニ連絡方
御手配相煩度

「本日数名ノ米新聞記者東京ニ來リ各方面ト連絡シ種々臆右ニ圖シ
主眼「マツカーサー」司令部ニ別紙手交方御取付ト乞フ
「本日入京ノ米新聞記者中A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、
連官トノ會見ヲ申込ミ來リタル連絡方依頼總紙ヨリ明三十一日
午後二時ニ總連ハ共同會見ノ用意ヲ有セタル米新聞記者アリタルモ
外務省トシテハ前記「ニ選スル」マツカーサー」司令部ノ意向判
明セサル中ニ會見ヲ行フ事ハ時期尚早ト考ヘラレル旨一應同答致
シ置ナタリ

新田指導

外務省

昭和二十九年八月三十日

成田 第一部長

調査部 第三課長 松井 則

「備考」本日入京ノ新聞記者中氏名ノ判明セルモノノ如シ

- A. P. F. Russel Arlines
- I. H. S.: Clerk Lee
- U. L. : James McGlinchy
- Chicago Sun: Davis Boguslav
- Chicago Tribune: Don Starr
- Cosmopolitan: Harry W. Brundage

外務省



宮崎中將「スーザラント」中將會談要旨

一 時 昭和二十年八月三十一日午前十一時より午後一時まで

二 場所 連合軍總司令部参謀長室

三 列席者 (日本側) 宮崎中將、有末中將、横山少將、杉田大佐

(連合國側) 参謀長「スーザラント」中將、「モンソン」

大佐

通訳者 外務省員一名、陸軍將校一名

要旨

(宮) 、、我軍の武装解除その他要求事項等が廣大なる地域にわたる数百万の日本陸海軍の間に整然と行われ居るは奇蹟的と感ぜらる、、、

(ス) 日本軍の軍紀嚴肅なるによる

(宮) 軍紀の外に我國体に基く所有り更に國体の外に幾多の特別なる手段採られたることをりよう解せられ度し例えは玉音放送

外務省

宮殿下の海外御派遣、總理大臣、軍部大臣の屢次の放送並訓示、特攻隊に隊する処置等の如し、、、日本が降伏による一切の要求を誠実に整然と且速急に実行する爲には敗者たる日本の独力にては足らず勝者たる連合國側の深甚なる理解と援助とを必要とする之が爲には先づ日本國內及海外の軍隊及國民の実情を充分に認識せられた度ここに「マニラ」における会合以後今日までの軍事一般の状況中差当り必要な事項を横山少將及杉田大佐をして報告せしむる次第なり

(ス) 報告を受くるは欣解とする所なるが当方としては差当り次の希望有り即厚木の飛行場は滑走路の損傷により多数の飛行機の着発不可能なるを以て第一次進駐区域の北部境界線を少しく変更し調布飛行場並立川附近の三飛行場を使用致し度し之が爲速に生発隊を派し檢分せしめ度し

(宮) 右は上司に連絡し御返答すべし(後に「生発隊が本日中

外務省

に出発することは不可能なるも明日は出発し得る様致すべし」と
 確言)

(ス)次に厚木飛行場附近には小銃を携えたる日本兵残留し居
 る所之を進駐区域外に撤退せしめ得ざるや

(宮)右は兵に非ずして憲兵なるが小銃は許されたる小火器と
 認めて携行を許し居れり

(ス)余は今日まで日本が採りたる処置を非難せんとするもの
 に非ず唯空挺部隊は第一線より直接来る部隊にして興奮し易きに
 依り日本兵と直接接触することを心配し居る次第なり

(宮)御説には全然同感にして上司と協議の上然るべく処置す
 べし

(ス)次に関東地方における日本軍の撤退あるいは復員状況に
 関し承知致し度し(杉田大佐地圖により説明)

(ス)関東地方における撤退は何時完了するや

外務省

(宮)十月十日までには日本全国の復員は完了するはずなり
 (ス)最高総帥部が左様に速に復員を完了し得るは結構なり
 之より杉田大佐國內におけるふ慶の状況並各地の軍事情勢を説
 明、詳細にして長時間にわたりたるも「ス」は終始辛抱強く温顔
 を以て聴取せりその間時々左の如き感想を述べあるは質問を發
 したり

三山下大將には受信機二個を贈りたるを以て中央との連絡可能
 なるはずなり

三南方諸島との有線連絡は可能なりや

三内地本年の收獲は如何

三最近の情勢によれば重慶と中央との間に会谈進行中なる趣に
 して且蘇運も中央軍を支持するやの趣なるを以て滿蒙方面の
 事態は次第に明確となるべし

三日本船舶の航行禁止は米國艦隊の行動中の危険を防止する爲

外務省

の手段なるを以て降伏文書調印後は解除せらるべし当方の推測によれば日本は千トン以上の船舶百万トンを所有し居るはずなり之を補給その他の用途に使用せられて差支無し（宮崎中將より保有トン数は七八十万にして使用に堪うるは三四十万トンなりと説明）

② 離島に分散せる日本軍の困難なる情況は良く承知し居れり

③ 大陸の部隊に輸送の優先を與ふるを要すべし

④ 日本側が連絡の爲飛行機を使用せらるゝに付ては当方において充分なる連絡を必要とす然らざれば当方の戦闘機により撃墜せらるゝ虞有り使用飛行機その他必要次項を明示して申出られ度し（杉田大佐より「モンソン」大佐に後刻説明有りたるはず）

右報告終り宮崎中將より了解取附事項英訳を手交し閲読の上何分の儀回示有り度旨希望して会見を終る

外務省

外務省
仲森課長

Handwritten signature

Handwritten signature

陸軍

寫

軍務發第七二七號

米兵ノ行動區域外外出禁止方交渉ノ件

昭和二十年九月二日

陸軍省軍務局長

横濱機關長 殿

最近米兵ニシテ帝都ニ出沒シ自動車ノ強奪（一例、參謀本部第三部長ノ乗用車ヲ強奪ス）等非違行爲ヲ爲ス者アルニ付彼等ヲシテ所定ノ地域外ニ行動セシメサル如ク交渉相煩シ度

A'10.0.2-1

Handwritten notes and signatures

終戦連中史事録 第一節 回覧

長官

空軍部長

海軍部長

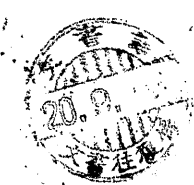
外務省總務局長殿

憲法第六八四號

海軍部除所屬者外陸軍使用ニ關スル件通牒

昭和二十年九月六日

海軍司令部本部



0125

聯合軍ト海兵諸機關トノ無用ノ紛糾ヲ避クル爲爾今左記海兵隊所屬者ハ海兵隊章（九月二日憲法第三八八號ト同一ノモノ）ヲ着用スルコトニ定メラレタルニ付通牒ス

左記

- 一 海兵部隊所屬海兵以外ノ兵科將校、海士官、下士官、兵
- 二 同各部將校、海士官、下士官、兵
- 三 同通 譯

終戰連絡第一節

昭知二十年九月

在福岡

總領事 馬瀬金太郎

終戰連絡中央事務局長官

岡崎勝男 殿

進駐軍先遣代表、來福岡之件

聯合軍、福岡進駐準備、為九月廿七日先遣代表、
 大佐一行、于五名佐古保、來福岡、今日午後福岡縣廳、
 於九州地方總監及福岡縣知事以下、當地進駐軍、
 關係委員一同、會見（本官同席）七記聯合軍進駐、
 詳細空ヲ述、後、神社等、決用セサル方針、
 明カシ、先方ノ西女取事項及當地區、於ケル

A:10.0.2



行政機構、食糧事情等、其旨同、為之、其旨同、
ハ聖平八日、五州行、兵舎、同、其旨同、
上先發隊主力、当中、吾推飛行機、吾場、吾旨同、
スル事、決定セリ

記

当方面、進駐軍、The 5th Amphibian Corps、
ヲ海軍、屬シ、其旨同、其旨同、
口縣(大津)及對島、吾旨同、
其ノ先遣隊、其旨同、大佐、其旨同、
三日、鐵路、佐保、其旨同、
二十五名、兵約、其旨同、
内地、其旨同、飛行場、其旨同、
以內、兵力、其旨同、
三三、五、其旨同、

方面ニ進駐ス、十月中旬、別部隊、山口縣
ヨリ上陸ス可シ

尚、大佐、Officer of Military Government、
宛縣廳、其旨同、其旨同、
地進駐地区、其旨同、其旨同、
度

特記
1000

聯合軍ノ我カ本土進駐兵力並進駐地域等ニ
關シ根本的檢討ヲ加ヘラレ度件

(「ボツダム」司令部ニ對スル要請案) 昭和二〇 九 六
軍 務 課

聯合軍ノ我カ本土進駐ハ「ボツダム」宣言各條項ノ誠實ナル實行ノ
保障タルニ存スヘキトコロ其ノ一部兵力ノ進駐ニ伴ヒ現ニ發生シツ
ツナル我カ國內事情並ニ其ノ推移ヲ深察スル時今後ノ進駐兵力並進
駐地域等ニ關シ聯合國最高司令官ニ於テ深甚ナル考慮ヲ拂フ如ク要
請スルノ要アルモノト認ム

其ノ主要ナル事由左ノ如シ

イ、進駐兵力並ニ進駐地點ノ増加ニ伴ヒ我カ方ノ連絡受ケ入レ逐
次困難ニ陥ルヘキコト亞聯合國最高司令部ノ意圖必スシモ進

駐軍ノ末梢ニ徹底セサルコト等ノ爲相互ノ誤解ヲ増大シ不測
ノ事態發生ノ因ヲ深メツツアリ

進駐軍ハ依前從來ノ戰場心理ヲ包藏シアルモノノ如ク進駐ニ
伴ヒ發生スル不祥ナル事例ノ累加ハ我カ市民ノ平和的心理ニ

痛キ衝撃ヲ與ヘツツアリ而シテ彼我ノ接觸面カ全國的ニ擴大
セムカ國民ノ受クル形而上下ノ衝突ハ更ニ普遍化シ漸次拭フ

ヘカラサル國民的怨恨トナリ引イテハ帝國政府ニ對スル國民
ノ不信トナリ遂ニハ帝國カ承認必動上下舉ツテ誠實ニ「ボツ

ダム」宣言ノ各條項ヲ履行セントスル誠意ヲ却ツテ破滅ニ導
ク虞ナントセス

將ニ個人ノ生命財産ノ危險、平和的行動ノ約束、露中婦女ノ

貞操ヲ蹂躪セラレタル等ノ結果ヨリ生スル骨肉ノ怨恨乃至ハ
民族的義憤ノ鬱積ハ日米兩國民ノ間ニ如何トモ致シ難キ韓ヲ
洋ルモノナルコトヲ深察スルノ要アリ

ロ、帝國臣民ニ對スル敗戦感ノ徹底ノ如キ米國軍ノ威容ヲ眼前ニ
見スト雖モ政府ノ指導ニ依リ十分其ノ目的ヲ達成シ得ヘシ

ハ、進駐軍ノ分散配置ハ帝國ノ國家的機能ヲ寸斷スル結果トナリ
政府ノ統一的施策ヲ至難ナラシムヘク之カ爲却ツテ米國ノ企
圖達成ハ困難トナルヘシ

ニ、又徹底スル家庭ノ徵用、交通、運輸、港灣、倉庫等ノ使用制
握等民生機關ヲ壓迫スルコトハ既ニ食糧ノ封鎖ニヨル饑餓ノ到来
深刻ナル失業問題ノ生起等サナキダニ民心不安ノ因子隨所ニ

散見セラルルニ鑑ミルトキ國民ヲ更ニ大ナル饑餓ニ陥ラシム
ルモノナリ

仍テ聯合軍最高司令部ニ對シ左記事項ヲ更メテ要請スルモノ
トス

左記

一、進駐兵力

- イ、一「ボツダム」宣言各條項ノ恪守指導ニ恰適ナル如ク指導監督機
構ハ之ヲ重視スルモノトシ駐屯兵力ハ極力小ナラシメ爲シ得ル
限り單ナル表象的範圍ニ止ムルコト
- ロ、駐屯兵力ニ相應スル自軍ノ軍事警察機關ヲ必ス隨伴自軍ノ取締
ニ任セシムルコト

二、進駐地域

爲シ得ル限り兵力進駐ニ先行シテ之ヲ配置スルコト

速カニ作戰態勢乃至制壓態勢ヲ假シ特ニ小兵力ノ分散ヲ戒メ兵力ヲ
戰政略上ノ要點就中空海ノ要衝ニ集約シ平和的駐屯態勢ニ移行スル
コト

例ヘハ進駐地ハ大都市附近ニ限定シ且分駐兵力ハ極力師團程度ニ集
結スルモノトス

三、土地建造物使用ノ制規

- イ、政府ノ機能並軍ノ復員解體業務ニ支障ヲ及ボサザルコト
 - ロ、宮廷、關係土地建造物、神皇佛閣等ノ宗旨並文化關係土地建造
物ヲ尊重スルコト
 - ハ、個人ノ入籍、財産等ヲ保護スルコト
 - ニ、民生ノ維持ニ必要ナル土地建造物ヲ使用セザルコト
- 四、其ノ他
- イ、日本並日本人ニ對シ米軍ニ對シ自ラ所要ノ教育ヲナスコト
 - ロ、民生ヲ現状以上ニ壓迫スルカ如キ食糧、資材、運輸、勞力、通
信ノ徵發供出ヲ強要セザルコト
 - ハ、兵力進駐、配置等ニ對シテハ濫メ日本大本營ニ稟議又ハ内示シ
日本大本營ヲ最大限ニ藉藉スルコト
- 然ル後下級部隊ニ命令スルコト

左記

一、進駐兵力

イ、「ボツダム」宣言各條項ノ恪守指導ニ恰適ナル如ク指導監督機

構ハ之ヲ重視スルモノトシ駐屯兵力ハ極力小^{ナリ}シ^ルヲ爲シ得ル

限リ單ナル表象的範圍ニ止ムルコト

ロ、駐屯兵力ニ相應スル自軍ノ軍事警察機關ヲ必ス隨伴自軍ノ取締

ニ任セシムルコト

爲シ得ル限リ兵力進駐ニ先行シテ之ヲ配置スルコト

二、進駐地域

遠カニ作戰態勢乃至制壓態勢ヲ取シ特ニ小兵力ノ分散ヲ戒メ兵力ヲ

戰政略上ノ要點就中空海ノ要衝ニ集約シ平和的駐屯態勢ニ移行スル

コト

例ヘハ進駐地ハ大都市附近ニ限定シ且分駐兵力ハ極力師團程度ニ集

結スルモノトス

三、土地建造物使用ノ制

イ、政府ノ機能並軍ノ復員解體業務ニ支障ヲ及ボササルコト

ロ、宮廷、關係土地建造物、神社佛閣等ノ宗教並文化關係土地建造

物ヲ尊重スルコト

ハ、個人ノ人権、財産等ヲ保護スルコト

ニ、民生ノ維持ニ必要ナル土地建造物ヲ使用セサルコト

四、其ノ他

イ、日本並日本人ニ對シ米軍ニ對シ自ラ所要ノ教育ヲナスコト

ロ、民生ヲ現状以上ニ壓迫スルカ如キ食糧、資材、運輸、勞力、通

信ノ徵發供出ヲ強要セサルコト

ハ、兵力進駐、配置等ニ對シテハ後メ日本大本營ニ稟議又ハ内示シ

日本大本營ヲ最大限ニ利用スルコト

然ル後下級部隊ニ命令スルコト

A:1-0-0-2

Radiogram from Supreme Commander for
the Allied Powers.

No. 7

(7th 1309 hours)

From Supreme Commander for the Allied Powers
inform the Japanese Imperial Government.

Also inform the Japanese Imperial Headquarter.
Safe conduct approved for two Japanese Douglas BPT
Haneda airport 12.00 hours (2A x 5IE) No information
available regarding markings.

聯合國最高司令部
原官發
(九月七日)

A-1-0-0-2

大日本帝國政府

聯合軍ヨリノ輸送要求ニ関スル件 (取ニ〇、九、八)

九月八日現在ニ於ケル運輸者ニ對スル輸送要求本件

一 九月八日午後 厚木ヨリ小田原迄 一七名

(本件) 一本件輸送ハ小田原ニ依リ 四輛連結ニ編成ヲ以テス

二 九月十五日 吹上ヨリ仙台へ 一、一六〇〇名 及 信物約六〇〇號

(本件) 一本件輸送ハ四回在ニ命テ行ハス

尚 高島 秋葉 班ハ 形行成ニ變更セリ由

因ニ 進駐軍ノ行動ニ関スル 新聞公表ハ 運輸者ニ對スル要求ト 相立合致スル由

(例ハ 九月八日 厚木着トスル 新聞着ナリ)

(國庫券 500 × 1000)

終戰要一

記

聯合國軍總司令部ニ申入ルべき事項

各省要案

九月八日

長官

一 部 中

紅

二 部 中

三 部 中

四 部 中

在外部隊及居留民ヲ搭載地港灣ニ集中スルノ件
在外部隊及居留民ヲ搭載地港灣ニ集中スル爲滿洲、支那、朝鮮、台湾各
外地ノ鉄道ハ安全自由ナル輸送ヲ確保セラレ候

(陸軍省)

ニ ソ聯占領地域内ノ主要地点間ノ通信聯絡ニ関スル件

ソ聯占領地域内ニ於ケル主要地点間ノ通信連絡（例ヘバ札幌ト樺太ト千島間）ハソ聯ヨリ禁止セシメラレ軍ノ処理班ニソ聯軍トノ折衝上多大ノ困難ヲ感ジアルヲ以テ之カ許容方取計度

（陸軍省）

三 朝鮮、台湾、樺太ニ関スル件

（内務省管理局）

（一）外地在住邦人ノ生命、財産及居住營業ノ自由ヲ尊重セラレ度シ

（二）邦人引揚ニ関シ本人及家財ノ輸送、食糧ノ配給等出来得ル限りノ便宜ヲ供與セラレ度キコト

（三）北緯三十八度以北ノソ聯武装解除担当区域内ノ現状ニ鑑ミ不取取左ノ事項ニ付折衝セラレ度キコト

（一）被抑留知事以下地方官ノ釈放班ニ希望地ヘノ輸送

（二）邦人ノ生命財産ノ保護班ニ婦女子等引揚者ノ希望地ヘノ輸送

（三）總督府地方機関被接收地区ニ於テ邦人ノ保護ニ当ルベキ機関ノ設置

（四）咸鏡北道茂山、白岩方面ニ避難セル邦人約十万人ハ交通杜絶シ食糧

窮迫セルモノト思料ヤラル、ニ付之ガ保護

三

内ノ聯働ノ措置ニ依リ鮮内南北鉄道交通遮断セラレ居リテ邦人引揚
食糧、石炭輸送等不可能ナルニ付之ガ疏通

(四) 今後ノ端境期ニ於テ朝鮮内食糧事情ハ相当逼迫スル見込ナルモ之ガ確
保ハ治安維持上欠クベカラザルヲ以テ滿洲ヨリ相当量雜穀ノ輸入並ニ
鮮内各地間ニ於ケル主要食糧ノ融通操作等ニ依リテ切按ケントスル異
情ナルニ付此ノ点充分ノ考慮ヲ拂ヒ各種便宜ヲ供與セラレ度キコト

(五) 朝鮮ニ於ケル鉄道用炭ハ極度ニ逼迫シ旬日ヲ出デズシテ朝鮮ノ鉄道運
行ノ停止ノ止ムナキ実情ニアリ此ノ際相当量ノ石炭ヲ北鮮ノ内地又ハ
滿洲ヨリ移輸入スル要アルヲ以テ之ニ関シ便宜ヲ供與セラレ度キコト
(六) 外地ニ於ケル武装解除ニ際シテハ治安ノ狀況ニ鑑ミ所要ノ武装警察力
ノ存置ヲ許容セラレ度キコト

四

(七) 内外地間ノ關係極メテ密接ナルモ、アル現況ニ鑑ミ金融決済上必要ナ
ル送金及現金ノ携行ハ原則トシテ自由トセラレ度キコト

(八) 外地ニ於ケル占領軍ノ軍政施行ニ依リ總督府ノ機能休止スル場合ハ總
督府ニ代リ在任邦人ノ保護、企業ノ整理ニ任ズベキ相当規模ノ機關ノ
設置ヲ許容セラレ度キコト

(九) 外地行政機關ノ接收ニ際シテハ出来得ル限り現在ノ行政機構乃至其ノ
機能ヲ尊重シ之ヲ活用セラレ度キコト

一行政機構、急要ハ治安ノ維持住民ノ生活安定、各種經濟活動上憂慮
スベキモノアルニ因ル

五

四 國際赤十字社代表ノ派遣ニ關スル件

滿鮮支ニ於ケル日本居留民ノ現狀ニ鑑ミ國際赤十字社ノ代表並法王廳ノ使者ヲ至急該地ニ派遣調査セシメ居留民保護ノ側面的援助ヲ為サシムル如クセラレ度

(陸軍省)

五 國內陸上輸送ニ關スル件

國內陸上輸送力ノ逼迫シアル現況ニ鑑ミ突発的ニ軍需品ヲ引渡ス為ノ軍需品ノ移動實施ヲ指令セラルルモ突施困難ナルヲ以テ現在集積位置ニ於テ引渡ス如ク致シ度

特ニ軍需品ノ移動ヲ要スルモノハ日次ヲ置イテ事前ニ要望ヲ示サレ度
特ニ九州ニ於テハ空襲ニ依ル被害大ニシテ鉄道輸送力少ナリ

(陸軍省)

六 船舶通航ニ関スル件

運輸省

(一) 船舶通航ニ関スル件

一般命令第一号四並ニ指令第二号附屬(1)ニ所謂「商船」(Merchant

Ship) 中ニハ救助依業用船舶、航路標識燈日用船舶、港湾工事業

業用船舶等ノ所謂特殊船舶ハ之ヲ包含シ在ラザルモノト認ムルモ若シ

右ノ中ニ包含スルモノナルトモハ左ノ通り緊急容認セラレシコトヲ要

望ム

(1) 航路標識巡視船、羅針丸、被爆沈座セルヲ以テ之ガ救助依業ノメ

運輸省燈台局ニテ通航スル左ノ船舶ノ通航ニ付包括的通行ヲ許可ス

ルコト

船名	總正数	発航地	依業地

初瀬丸	朝瀬丸	弓張丸	宮島丸	徳島丸	間宮丸	第十二日正丸	久禮丸	鶴丸
一〇〇	一五〇	一三二四	九二一	九二一	一一二五	一一九九	一二〇	一四五
"	"	伏木	大阪	"	小樽	大阪	"	伏木
"	"	"	"	"	"	"	"	"
大東亜海事興業株式会社								

船名	總噸數	發航地	航業地	船主
那須丸	七九四	函館	帝國沿岸	日本海難救助株式会社
山陽丸	九七六	門司	"	
三島丸	一〇六	門司	"	
恭北丸	一三八〇	舞臺	"	
金敷丸	八〇〇	大湊	"	

運航ニ付包絡的通行許可ヲ其アルコト

(2) 帝國沿岸ニ於ケル巖炭被害船舶ノ引揚作業ニ従事スベキ左ノ船舶ノ

第十八日正丸 一八九〇 大阪
 第四海洋丸 二七七 釜戸
 第五海洋丸 二七七 洞突

炭島東海岸ニ於ケル被爆地

(3) 地方海運局所屬ノ又ハ其支配下ニアル港務関係作業船ノ当該港内
及其附近ノ通航ニ付包括的通航許可ヲ與フルコト

(4) 港務工事作業用船ハ漁業船、起重機船、材料運搬船、土運輸等ノ
行動ニ付テハ特別許可ヲ要セザルコトト爲スコト 右記メラレガ
ルトトハ左ノ場合ニ限リ特別許可ヲ要セザルコトトスルコト
(1) 当該船舶が推進器ヲ有セザルモノナル場合
(2) 当該船舶が百噸未満ノモノナル場合

(3) 同一港内ニ於ケル工事箇所ノ移動其ノ他ニ伴フ行動ノ場合
(4) 航路標識違害ニ関スル件

航路標識ノ復旧及保存並ニ積極的ニ日本政府ニ於テ担当執行ス
ベキモノナル旨申入ルコトトシタシ

(三) 気象観測ニ関スル件

(1) 従来実施シアリシ航空機ニ依ル気象観測ヲ左ノ要領ニ実施スルコト

ニ付各該方要領シ度シ

一、実施責任者 運輸省中気象台

二、使用飛行場 福岡、甲丹、古河、札幌

三、使用飛行機 機種及機数 白鷗五、九九式偵察機六

合計 十一機

四、飛行範圍 羽田ノ通り

五、飛行開始日 一九四五年九月十五日

六、標 識 胴体翼外面白色塗裝

胴体兩側 主翼上下ニ緑十字ノ標識ヲ附シ赤ノ吹

流シヲ附ス

七其

他

八整

備

本飛行実施上必要ナル範圍ニ於テ使用飛行場ニ

於テ日本側ノ作業ヲ許可セラレ度

二航空機輸送

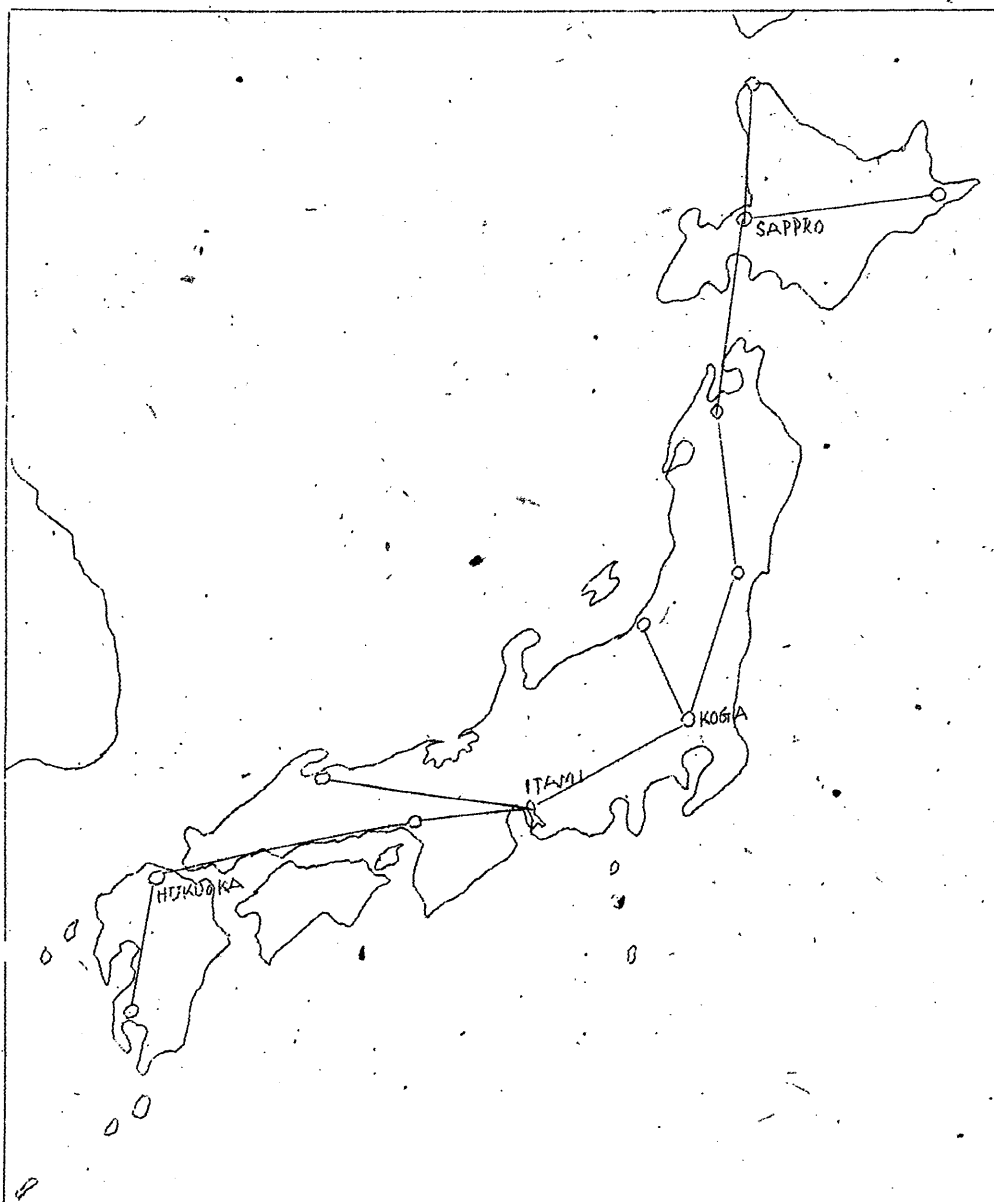
本飛行実施ノシメ各此飛行場ニ停止中ノ飛行機

ハ各使用飛行場ヘノ輸送ヲ許可セラレ度

別 四

飛行範囲

本図航路両側へ幅50 米及使用すべき飛行場上空



(四) 聯合國最高司令官ヨリ南朝鮮氣象機關(元山、京城、及釜山)ニ
 於テ氣象通報ヲ実施スベキ旨ノ要求アリタル所也該地ニ於ケル氣象
 機關ハ目下通信杜絶ノ爲實施不能ノ状況ニアリ
 元來朝鮮ニ於ケル氣象機關及氣象通報機關ニ於テハ優秀ナル日本人
 技術者ヲ以テ其等事務ヲ遂行中ナリシヲ以テ聯合國ニ於テ速クニ之
 等技術者並ニ施設ノ活用ヲ図リ以テ聯合國最高司令官ヨリノ要請ヲ
 満足シ得ル様措置セラレタラシムルヲ希望ス

七、 魚群探見用飛行実施許可ノ件
 (一) 魚群探見用飛行実施許可ノ件

(1) 趣旨

戰後ニ於ケル 料難深刻ナル現況ニ鑑ミ漁船ノ効率ヲ最大限ニ發揮
 セシメ以テ漁獲ノ増加ヲ図ラシメンガ爲不取敢左記要領ニ依リ魚群
 探見用飛行ヲ実施セントス

(2) 要領

1. 実施責任者 農林省水産局
2. 使用飛行場 山口縣仙崎 千葉縣銚子 静岡縣清水 宮城縣塩釜
3. 使用機 水上練習機 約十五機
4. 飛行開始期日 概不ニ〇年一〇月一日

⑤ 聯合國定期航空路來入予定ニ関スル照会ノ件

趣旨

聯合國側民間定期航空來入ニ伴ヒ航空保安ノ見地ヨリ当方ヨリ協力スベキ事項ニ付聯合國側ニ対シ照会セラレタシ

ハ 軍用自動車ノ國內平和産業ニ活用ノ件

軍用自動車ハ軍需品トシテ取扱ヒアルモ之ヲ日本國內平和的事業ニ使用充當スルコトヲ認メラレ度

理由

現在日本國內ノ民需貨物自動車総数中現實ニ使用可能ナルモノハ僅少ナル実情ニ付米軍進駐ニ伴フ輸送業務ノ生産事業完遂ハ勿論國民生活ノ確保ノ戰災復興治安維持等モ頗ル困難トナルベキヲ以テ一般ノ銃砲戰車、軍艦等殺傷兵器ト同一視セズ平和事業ニ充當ヲ認ムルヲ要ス

参考

現在自動車総数(民間) 約四八七〇〇
右実働可能車(推定) 約一五%
(陸軍省)

11月22日

東京地編引渡濟豫希望運物沓

二〇、九、八
軍省

0157

東京地編ニ於ケル引渡濟豫ヲ希望シアル運物ヲ簡易ナラシムル爲左ノ如ク聯合側ト番號ヲ協定セルニ付承知相成度

1. 東京第四陸軍病院 2. 市ヶ谷臺中央官衙

3. 衛生材料本廠 4. 憲兵司令部

5. 需品本廠 6. 糧秣本廠

7. 東京第二陸軍病院 8. 成増飛行場

9. 東京師管區司令部 10. 被服本廠

11. 澁谷憲兵分隊 12. 製被廠

13. 東京第一陸軍病院 14. 燃料本廠

15. 兵器行政本部

昭和三十九年九月六日
 陸運部 五部

「マツクアーサー」司令部ヨリ横濱
 大本營連絡委員會ニ對シ通告
 「マツクアーサー」總司令部ハ九月八日午前六時東京進駐ノ上麻
 布三聯隊及代々木練兵場ニ駐屯ノ豫定
 三麻布三聯隊及代々木練兵場ハ九月七日午後六時迄ニ受入態勢ヲ整
 備シ置クコト

外務省

聯合軍ノ管内進駐状況一覽表 九月八日午後五時現在			
進駐日時	進駐場所	進駐人員	進駐状況其ノ他
八日 自 一七〇〇 至 六三〇〇	代々木練兵場 (代々木署)	三〇〇〇	自動車六四二輛(含戦車 一六輛) 小田急電車ニテ九二〇名 省線ニテ四〇〇名他ハ甲 州街道ヨリ進駐ス
八日 前 九四〇	米國大使館 (表町署)	三五	約五〇〇名ハ代々木練兵 場へ移駐ス
八日 前 九四〇	帝國ホテル (丸ノ内署)	中尉以下 一五〇	
八日 前 一〇〇〇	第一ホテル (愛宕署)	士官 五〇	自動車二〇輛 他ニ報道關係者二〇〇名 宿泊ス

警視廳

外務省

八日 前 一〇〇〇	月島四號地 (元番品敷) (第三國民學校) (月島署)	陸軍海上輸送 隊通信班 ハツキング大尉以下 五〇〇	自動車二〇〇輛
八日 後 四〇〇	青山會館 (青山署)	總司令部付 マギネス大尉以下 九〇	第一「ホテル」ヨリ移駐 セルモノ
八日 前 八一〇	東京港 日之出棧橋	不明	米驅潛艇一隻(約三〇〇 屯)着岸
八日 自前一、〇〇〇 至後 三〇〇	深川七號艦立 地元電探兵舎	機械化部隊 ロバート大佐以下 四〇〇	戰車六台
計		三、二二五 他海軍兵若干	

「マツクアーサー」元帥ノ來京狀況
 1、前十一時自動車(五輛)ニテ米國大使館ニ到着國旗掲揚式ニ
 臨席

外務省

2、前十一時四十五分帝國「ホテル」着小憩ノ後再び自動車ニテ
 丸ノ内附近「ビル」街視察
 3、後〇時二十五分帝國「ホテル」歸着午餐
 4、后一時五十分帝國「ホテル」出發第一相互會社視察後横濱へ
 向フ(午后二時三十三分六號橋通過)

外務省

寫

原文
A.1.0.0
1-2(一般(4))

11002

昭二十、九、八 政一

河辺参謀次長「スサーランド」参謀長会談録
河辺参謀次長ハ九月八日「スサーランド」参謀長ヲ往訪個人的会
見ヲ遂ケタルカ会谈要旨左ノ通(永井少將ヨリ連絡)
河辺、「マツクアーサー」總司令部ノ他ノ連合軍ニ対スル權
限如何

「ス」 何等指揮ノ權限ナシ、調印ト降伏ノ遣リ方ヲ定メル權
限ヲ有スルノミ、右以外ノ權限トシテハ米軍ノ日本本土進駐
ニ関スル事項アルノミ

河辺 日本ハ四國ヲ對手トスルコトトナルモ、支「ソ」ニ対シ
米側ハ韓旅出來サルヤ
「ス」 (当惑セル面持ニテ)米側トシテモ困リ居ルモ韓旅ハ
出來ス、自分ハ天津ニ居タコトアリ、支那ニモ困リ居レリ、
「ソ」連ニ対シテモ困リ居レリ、独ニ対スル場合ト同様「ソ」

外務省

連ノ遣リ方ハ相当酷イ様ナリ

河辺 今後ノ進駐予定地域及兵力如何

「ス」 近ク指示スヘシ

河辺 大本營ハ既ニ不要ノモノトナレルカ、参謀本部ハ殘ルモ
ノト思考ス

「ス」 第一總軍、第二總軍等モ不要ニ非スヤ

河辺 英ハ指令第二号ニ基キ第一、第二總軍ヲ米第八、第六軍
ノ管轄範圍ト合致セシムル爲急遽編成替ヲ実施セル義リナリ
「ス」 併シソウ長ク存続セシムル要ナカルヘシ

河辺 滿洲、北鮮方面八十万ノ居留民ノ保護ニ付テハ政府モ大
本營モ心痛シ居レリ、名案ナキヤ
「ス」 右ハ大問題ニテ日本側モ困リ居ラルルコトト思フモ名
案ナシ

河辺 右ニ付キ赤十字、宗教團體又ハ南鮮派遣米軍ノ援助ハ期

外務省